

保護者の皆様へ

東京都立光丘高等学校長

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。下の感染症に罹患した場合は、主治医の判断に基づき出席停止となります。出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。主治医より学校感染症と診断された場合には、速やかに学校までご連絡ください。

また、主治医より登校が許可され最初に登校する際には医療機関において、本校所定の「**登校許可 証明書**」または生徒手帳の「**登校許可 証明書**」に記入をしていただき、担任に提出してください。

「**登校許可 証明書**」は本校ホームページからもダウンロードできます。

※証明書の記入には文書料がかかりますが、自己負担となりますのでご了承ください。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など